

商工 かつの

令和2年度 vol.3

発行/かつの商工会 発行日/令和2年12月1日



かつの商工会イメージキャラクター
「やくっち・りなっち」
画：漫画家 やくみつる氏©

【本 所】〒018-5201 鹿角市花輪字柳田14-1
Tel : 0186-22-0050 / Fax : 0186-23-2698
E - mail : kazuno@skr-akita.or.jp

【小坂支所】〒017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部16-2
Tel : 0186-29-2378

年に1度の全商工会員交流の場！

令和2年度「かつの商工会会員懇談会」開催

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の状況を注視しつつ、マスクの着用・アルコールによる手指の消毒・検温などの感染予防対策について参加者の皆さま方からのご理解とご協力をいただきながら、11月9日に令和2年度かつの商工会会員懇談会を開催いたしました。順次リニューアルを行っている鹿角観光ふるさと館「あんたらあ」のお披露目会も兼ねての開催となり、昨年度を超える73名のご参加をいただきました。第1部では、昨年度地域DMO（観光地域づくり法人）として登録された株式会社かつの観光物産公社の鹿角市観光プロデューサー清水様より、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の実践、および登録DMOとしてのこれまでの取り組みと持続可能な観光の形成についてご講演いただきました。第2部では、新型コロナの影響により会合等が減少する中、久しぶりに顔を合わせての情報交流の場となり、会員同士の積極的な交流が図られました。



最新情報はホームページ・Facebookをご覧ください！

【HP】



【Facebook】



じもと!鹿角



記事一覧

- 令和2年度かつの商工会会員懇談会・・・1
- 新型コロナウイルス関連施策情報・・・2
- 商工会事業情報・・・3
- その他お知らせ・・・4

各種給付金の申請期限が迫っております！申請はお早めに！

売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするための下記給付金について、申請期限は令和3年1月15日(金)までとなっております。申請につきましては、商工会までご相談ください。



□お問合せ先 Tel: 0120-279-292 (9/1以降申請の方)
Tel: 0120-115-570 (8/31以前申請の方)
8:30~19:00 平日・日曜日対応 (土曜日・祝日除く)



□お問合せ先 Tel: 0120-653-930
8:30~19:00 平日・日曜日対応 (土曜日・祝日除く)



新型コロナの影響により収入が2割以上減少している場合、申請により税や社会保険料の納付が猶予されます

	□対象となる税	□猶予の内容	□お問合せ先
国税 税務署に申請	所得税、法人税、消費税等 ほぼすべての税目	・延滞税なし ・1年間猶予 ・担保不要	大館税務署 ☎0186-42-0671 (自動音声)
市町税 市役所・町役場に申請	個人住民税、法人住民税、 固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税		鹿角市税務課収納管理室 ☎30-0215 小坂町町民課税務班 ☎29-3904
厚生年金 年金事務所に申請	厚生年金保険料		鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

持続化補助金活用事例紹介 ～レディースファーム(菓子製造業)～

当社は鹿角産食材を活用したアップルパイなどのお菓子やお惣菜を製造しております。徐々にお客様から多くのご注文をいただけるようになりましたが、現在の設備では多くのご注文に対応できる環境が整っておらず、作業の効率化が図られておりませんでした。そこで、今よりも多くのお客様に当社の商品をご賞味いただくために、スチームコンベクションの導入を決め、製造設備の強化に取り組みました。これにより、これまでお応えできなかった注文にも安定した対応が可能となりました。また、スチーム機能なども兼ね備えているため、新機能を活用した商品の開発が可能となりました。



ゴロっとしたりんごの
贅沢触感が自慢です

○小規模事業者持続化補助金<一般型>

→小規模事業者の販路開拓等のための取り組みを支援します。

〈対象〉小規模事業者等 〈補助上限〉50万円 〈補助率〉2/3

☆4次締切：令和3年2月5日(金) ※当日消印有効

□全国商工会連合会
ホームページ



お店学校2020大好評開催中！新規のお客さまも続々と申込中！

今年で2回目となる「お店学校2020」事業を実施しています。今年度は16事業所が参加し全33講座が開催されます。11月初旬にチラシを配布してから、早いところでは翌日には定員に達する申込みが集まった講座もあり、地域の皆さまにも理解が広まってきたと感じています。

お店学校は地域住民と事業所の関係を深める絶好の機会です。12月13日までの事業期間中は講座を募集しインターネットでの周知を行います。期間外であっても独自の講座を開催してはいかがでしょうか。



「#(ハッシュタグ)鹿角ごはん」で鹿角の飲食店応援に全集中!!

新型コロナ景気浮揚対策事業として『「#鹿角ごはん」で飲食店応援事業』を実施いたしました。鹿角市・小坂町の飲食店で飲食した際、SNSで「#鹿角ごはん」とつけて料理画像や飲食店名を投稿してもらおうと、抽選で応募者に豪華景品がプレゼントされるというものです。抽選対象投稿数はFacebook・Twitter・Instagram合わせて610件となり大盛況となりました。今後も鹿角市・小坂町の美味しいものを食べたときには気軽に「#鹿角ごはん」をつけて投稿していただき、『鹿角メニュータグ』として充実させていければと考えております。なお、当事業の景品については当選者の皆さまへのお引渡しを終えております。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。



「商品券を使ってダブルでお得!キャンペーン」の抽選を行いました

鹿角市プレミアム付商品券・飲食券の利用を促す取り組みとして、8月1日から9月30日の期間に実施しました。商品券・飲食券加盟店のうち87店舗から当キャンペーンに参加いただき、応募券20,000枚配布したところ、12,807件の応募がありました。10月に抽選を行い、当選された100名様に景品を11月に発送いたしました。



鹿角市プレミアム付商品券・飲食券の使用・換金期限まで残りわずか!

鹿角市プレミアム付商品券・飲食券の**使用期限は令和3年1月31日(日)**までとなっております。ご利用されるお客様にもお声がけいただき、期限内でのご利用を促していただきますようお願いいたします。また、取扱加盟店の**換金期限は令和3年2月15日(月)**までとなっております。加盟店の方は換金忘れのないようお願いいたします。



2021年かづの新年祝賀会は中止となりました

例年、年明け1月5日に開催しております「かづの新年祝賀会」につきまして、感染状況の先行きが不透明な状況の中、十分な感染予防対策を行った上での開催に向けて検討を重ねてまいりましたが、共催者である鹿角市、小坂町と協議し、誠に残念ではございますが**開催を中止**することいたしました。

最低賃金改定のお知らせ

令和2年10月1日より秋田県の最低賃金が**792円**に改定されました。最低賃金を下回っている場合は、雇用契約を結び直す必要があります。
(常用・季節雇用問わず)



かづの商工会総代選挙を実施し、新総代が決定しました

任期満了に伴う総代選挙につきまして、各地区とも立候補者が定数のとおりとなり、当会総代選任規程に基づき立候補者全員が当選となりました。今後とも当会の事業運営に一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、総代につきましては、同封しております名簿をご確認ください。(任期：令和2年12月1日～令和5年11月30日)

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま1人につき**350万円以内**を、固定金利(年1.68%(令和2年11月2日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみをご返済とすることができます。詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。
〔教育ローンコールセンター〕0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656

新規会員のご紹介・会員募集

事業所名	代表者名	業種
Minpaku AMBO	安保 真希	宿泊業
(株)目時板金	目時 薫	建設業
山小屋	児玉 俊弥	飲食業

事業所名	代表者名	業種
佐藤板金	佐藤 良雄	建設業
漆工房 朱楽～あけら～	佐々木 暢子	製造業
松田農園	松田 里美	小売業

商工会では新規の会員を募集しています。お近くに加入していない事業所がございましたら、商工会までご連絡ください。事務局職員が加入のご説明に伺います。

会員数 845名 青年部員数 48名
商工業者数 1,470名 女性部員数 101名
(令和2年12月1日現在)

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

